

中央卸売市場検定水道メーター更新仕様書

1. 業務目的

水産棟各テナント等に設置している各種水道メーターが検定期限を向かえるため更新する。

2. 業務場所

(1) 施設名：水産棟

(2) 住 所：札幌市中央区北 12 条西 20 丁目

3. 業務期間

契約締結日より令和 5 年 3 月 28 日まで

4. 業務内容

(1) 水道メーター更新

①水産棟地下、1階、2階、3階、4階 合計 91台 を遠隔指針発信装置付きの同口径メーターに更新する。

口径 13φ = 1台 口径 20φ = 31台 口径 25φ = 5台

口径 30φ = 1台 口径 40φ = 48台 口径 50φ = 4台

口径 100φ = 1台

②各種メーターは露出（59台）、天井内隠蔽（31台）、高所（1台）で設置されている。

③メーター更新にあたり防露（GW+原紙+ALGC）の補修が伴う。

④口径 13～25mmの保温は、交換後ポリスチレンフォーム成形品を取付け、ALGCテープにて粘着固定する。

⑤口径 30～100mmの保温は、撤去した保温カバーを整形補修し、ALGC保温帯により現状復旧を行う。

⑥保温がSUSラッキングとなっているものは、SUSラッキングを撤去しALGC保温帯にて整形補修仕上げとする。撤去部分のSUSラッキング部の前後の小口はALGCテープにて粘着固定して小口を覆う。

⑦交換後は、各所にて通水を行い、濁水を排出する。

⑧交換作業においては周辺に支障が無いよう養生、清掃を行う。

⑨撤去したものは産業廃棄物として適切に処分すること。（マニフェストの提出）

(2) 自動制御設備

①メーター交換前後の指針値を確認する。

②交換時はメーター指針送信部既存遠隔信号線を切り離し、交換後再結線する。

③BMS（自動検針システム：アズビル製）設定変更作業を行う。

④中央監視装置ポイント変更・修正作業とそれに伴う離線・結線を行う。

⑤財務会計システムデータの変更を行う。

⑥変更作業においては周辺に支障が無いよう養生、清掃を行う。

⑦試運転調整により正常に作動することを確認する。

5. 提出書類

(1) 完了時

①更新機器完成図・図書類・取扱説明書等：一式 ②業務写真：1部

③業務報告書等：1部 ④業務完了届・検査報告書：1部

(2) 随時

①業務工程表（各テナント等と交換に係る日程調整等を綿密に行う）

6. 環境に配慮した業務履行

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

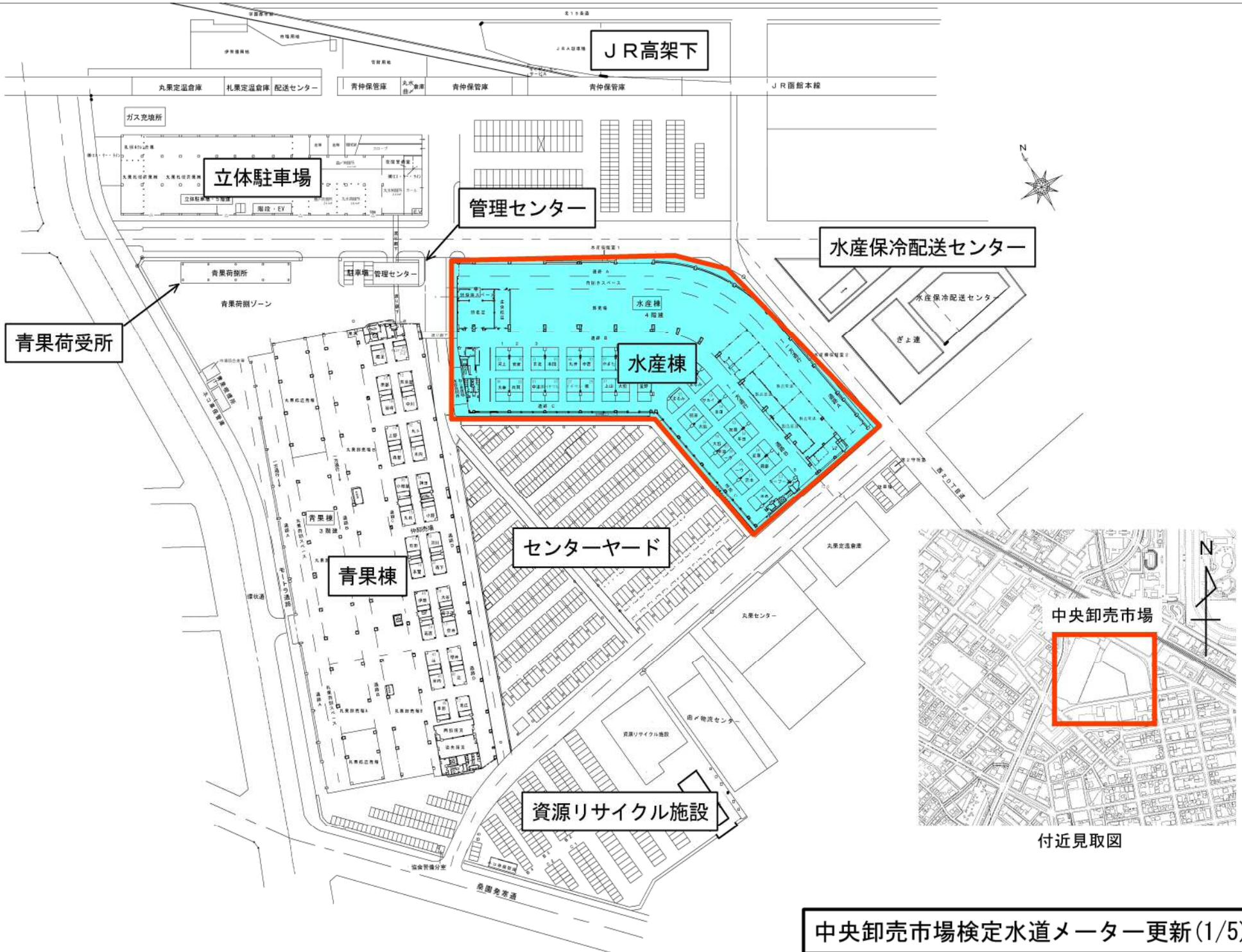
具体的には以下の事項について積極的に取り込むこと。

取組内容の具体例

取組項目	具体例
自動車利用の抑制	公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の相乗り、効率的な輸送手段へ転換(モーダルシフト)、走行ルートの短縮化、共同運行、その他
エコドライブの推進	アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施、その他
みどりの推進	事業実施で排出するCO ₂ を吸収・固定(カーボンオフセット)させるため植樹等緑化活動の実施、地域団体の植樹等緑化活動への参加・支援、その他
グリーン購入の推進	必要最小限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達、その他
省エネルギーの推進	省電力設備・製品の利用、エネルギーの高度利用(ヒートポンプ、コージェネレーション等)、施設の省エネルギー改修(ESCO事業等)、その他
新エネルギー、自然エネルギーの導入	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・雪氷熱等の利用、太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の実施・利用、その他
廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理	使い捨て商品の利用抑制(詰め替え商品や繰り返し使える製品の選択など)、過剰包装の抑制(包装紙・袋の削減、レジ袋の削減、梱包資材の削減・再使用など)、ごみ分別の徹底、不要となった紙類の資源化、廃棄物の適正処理、その他
環境法令の遵守	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、札幌市生活環境の確保に関する条例等の環境法令の適用確認及びそれら法令に基づく届出提出や規制基準・作業基準の遵守
自然環境の保全	事業に伴うみどりの減少の抑制、その他
環境産業の育成	地産地消の流通・消費拡大、間伐材残材の活用、その他
美化活動の推進	イベントに関わる清掃活動、その他

7. 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な機器、工具、消耗品類は受託者負担とする。
- (2) その他疑義等が発生した場合は、業務主任と協議すること。

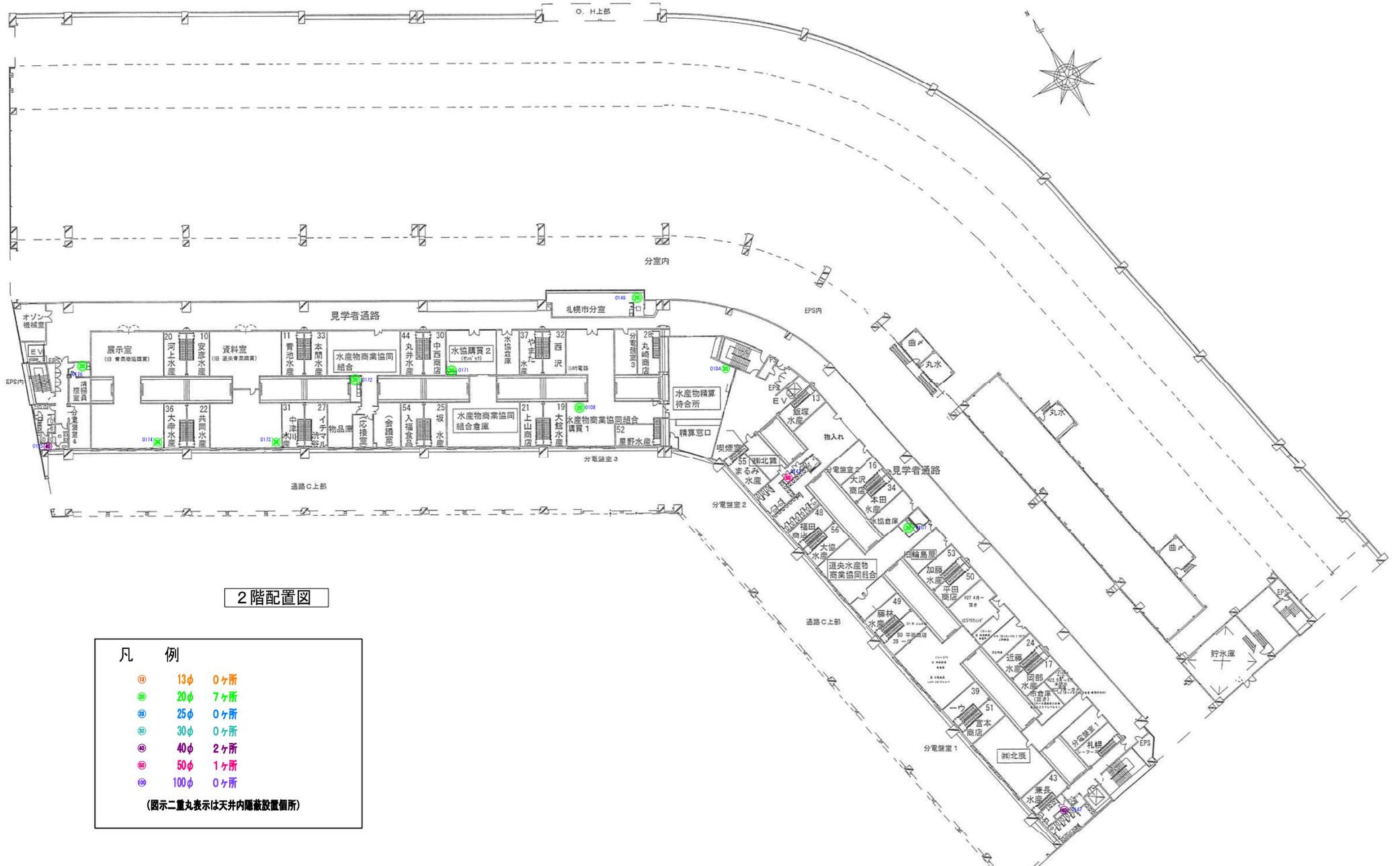




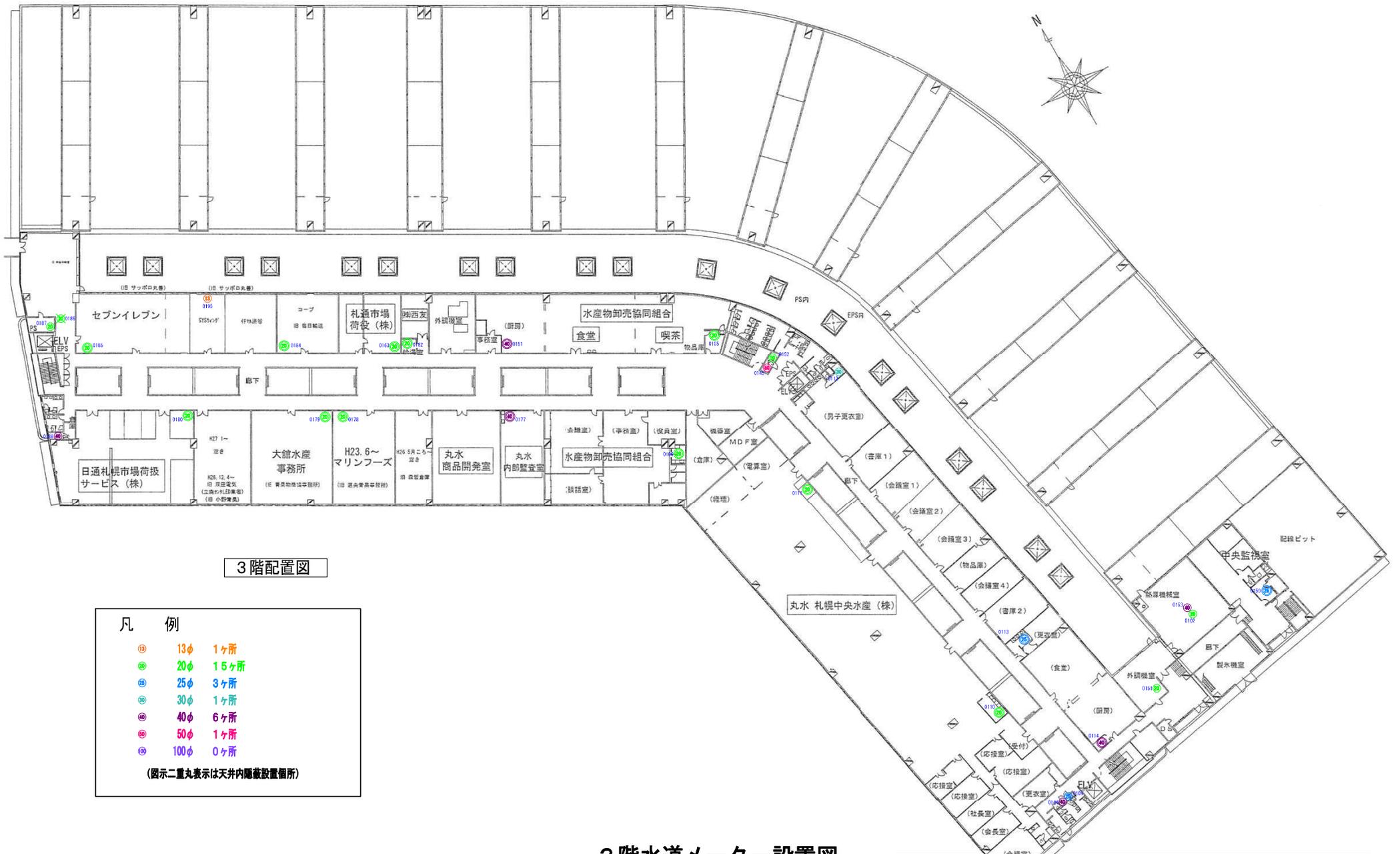
凡 例	
⑬	13φ 0ヶ所
⑳	20φ 4ヶ所
㉑	25φ 0ヶ所
㉒	30φ 0ヶ所
㉓	40φ 36ヶ所
㉔	50φ 1ヶ所
㉕	100φ 1ヶ所

(図示二重丸表示は天井内隠蔽設置箇所)

1階・B1階水道メータ一設置図



2階水道メーター設置図



3階配置図

凡 例	
⑬	13φ 1ヶ所
⑳	20φ 15ヶ所
㉑	25φ 3ヶ所
㉒	30φ 1ヶ所
㉓	40φ 6ヶ所
㉔	50φ 1ヶ所
㉕	100φ 0ヶ所

(図示二重丸表示は天井内隠蔽設置個所)

3階水道メーター設置図

中央卸売市場検定水道メーター更新(4/5)



4階配置図

凡 例		
⑬	13φ	0ヶ所
⑳	20φ	5ヶ所
㉔	25φ	2ヶ所
㉓	30φ	0ヶ所
㉑	40φ	4ヶ所
㉒	50φ	1ヶ所
㉕	100φ	0ヶ所

(図示二重丸表示は天井内隠蔽設置箇所)

4階水道メータ一設置図